

協同金融 *FINANCE CO-OPERATIVE*

91 (2010年6月)

安心して暮らせる社会を目指して

昨今、健全な市民生活や経済活動を脅かす存在である、反社会的勢力を社会から排除しようとする動きが活発化している。暴力団を頂点とし、不正行為を生業とする輩を反社会的勢力と呼んでいるが、特に暴力団は、金のためなら手段を選ばず、脅迫や恐喝・覚せい剤の密売等、違法・不法な活動によりその資金を得ている。近年暴力団はますます悪質・巧妙化し、組織の実態を隠蔽して合法的な経済活動を装い、不当な資金獲得活動を広範囲に行っている。

暴力団員の数は警視庁によると都内で約1万6千人にもものぼるそうで、人数の多さには驚かされる。都内信用金庫の役職員数と大差ない数である。これだけ多数の暴力団員が不法な活動により資金を得て生活し、市民生活を脅かしているのである。

金融機関は現在、反社会的勢力の排除を目指して、様々な取り組みを行っている。その一つとして、いわゆる「暴力団排除条項」を各種契約書や取引約款への導入が進められている。これにより、取引に係わる違反などがなくとも、取引相手方が暴力団員など反社会的勢力であると判明した場合は取引を解消することができる。また暴力団が不正資金の洗浄に利用する、架空口座を作らせない努力もしている。預金口座を開設するには身分証明等の書類が必要で、お客様の立場からすると不便であるという話をよく聞く。その上さらに暴力団員ではないという証として「反社会的勢力ではないことの表明・確約の同意」まで提出いただくことになるが、ご協力いただきたい。

都内の信用金庫を中心に平成19年6月に暴力団排除を目的として「東京都信用金庫 暴力団等排除対策協議会」を立ち上げ、活発に活動している。警視庁と連携して、暴力団が来店した場合の対応を講習会やロールプレイングなどで勉強している。私もロールプレイング研修の中で副支店長役として、警視庁の暴力団対策担当者が扮する暴力団員を店頭で「撃退」したが、研修にもかかわらず暴力団員の迫力と巧みな話術に圧倒された。これが実際に営業中突然現れ、言い掛りをつけて不当要求されたら、冷静に対応できるだろうか。いざという時の訓練が必要だと実感した。

信用金庫は協同組織の地域金融機関として、公共性の高い仕事をしている。反社会的勢力、特に暴力団を社会から締め出し、安心して暮らせる社会を実現させるためにも、暴力団に資金が流れないように努めている。ご不便をかけるが、主旨をご理解いただき、ご協力賜りたい。

(社)東京都信用金庫協会 業務部業務課長 岩井 裕時

本号の目次

安心して暮らせる社会を目指して (岩井裕時)	1
第95回研究会報告 (2010.5.20)	2
「協同労働の協同組合法」制定に向けて (岡安喜三郎)	
第7回シンポジウム報告<その2> (2010.3.6)	4
パネルディスカッション「協同組織金融機関のあり方について」	
2010年度総会報告 2009年度事業報告・決算、2010年度事業計画・予算、その他	17
文献紹介「コーポレート・グローバリゼーションと地域主権」(生澤 博)	24
会員の声「雑感」(柿沼昌彦)(25) / 第96回研究会のお知らせ	26

2010年6月発行【編集・発行者】協同金融研究会(事務局長・小島正之)

〒102-0083 千代田区麹町3-2-6 麹町本多ビル4B 日本福祉サービス評価機構気付

電話&Fax 03-3262-2260

URL : <http://www.co-op.or.jp/ccij/>

「協同労働の協同組合法」の制定に向けて

協同総合研究所 副理事長 岡安 喜三郎

(一)

私たちが求めているのは協同組合法の一つである、組合員が出資・経営・労働を一体化した「協同労働の協同組合」(ワーカーズ・コープ、ワーカーズ・コレクティブ等)の設立に法的根拠を与える法律です。G7を含む多くの国に存在する制度ながら、日本にはこの種類の法律がありません。

この法律は、「組合員が協同で出資し、経営し、及び就労する団体に法人格を付与する等により、働く意思のある者による就労の機会の自発的な創出を促進するとともに、地域社会の活性化に寄与し、働く意思のある者がその有する能力を有効に発揮することができる社会の実現に資することを目的」とします。(議連『協同労働の協同組合法案(仮称)要綱(案)』、以下「要綱案」と略します)

いまの日本には、経営者に雇われることなく、組織的労働をしている人たちが多数存在しています。上記以外に現在、農村女性ワーカーズ、NPO、障がい者団体などに広がり、10万人を越えているとみられています。結成の動機はさまざまですが、多くは所謂非自発的失業者たち、自立して自らの収入を得ようとする人たちの思いが入っています。

国際的には、生産者・事業者がつくる協同組合、消費者がつくる協同組合、そして労働者がつくる協同組合の3種類が認められています。ですから、どうしても、「協同労働」を位置づけた新しい法律が必要なのです。この法律のポイントを以下に述べます。

(二)

第1に、組合設立は、準則主義にしています。ただし組合基準(「要綱案」)を厳格にすることにより、あいまいな設立はできません。組合基準には、就労規程を決定すること、それに従う義務や、組合員の三位一体性、加入脱退における自由、一人一票制、組合員以外の就労創出・地域活性化のための積立金等々、前述した目的に見合う内容が盛り込まれています。

第2に、この組合は「出資・経営・労働」を三位一体にした働き方のための法律で、働く人が中心の組合員です(組合基準より)。ここで一つ大切なことがあります。地域に必要な事業、公的サービスを担う事業であればあるほど、さらには、「労働統合」の社会的企業(障がい者等と健常者とが一緒に働く事業体)として地域に存在しようとするれば、働く人どうしが協同するのはもちろん、利用者や地域の人々や団体も参加し、みんなが協同することによって(「三つの協同」という言い方をします)目的を達成する仕組みが大切です。そこで、イタリアやフランスのように、利用者、地域の人々や団体も組合員となれる道をめざしています。

第3に、設立総会では定款と同時に就労規程を決定します。協同労働の協同組合は、誰か他の経営者に雇われて働くわけではありませんが、集団で働く限りその規律が必要になります。その規律を規定する就労規程を他ならぬ働く組合員自身が協同で決定します。そして組合員はその就労規程に従って就労する義務を負います。(「要綱案」組合基準より)

第4に、決定した就労規程は労働基準監督署長に届出をします(「要綱案」管理2就労規程より)。その際、「労働基準監督署長は、就労規程で定める組合員の就労条件が、労働者の労働条件について労働基準法が定めている基準に達しない場合には、その就労規程の変更を命じることができる」とし、さらにこの組合の業務等がこの就労規程に違反する疑いがあると認められた場合の処理も、勧告、組合名公表を含めて規定しています(「要綱案」管理2就労規程より)。さらに解散規定もあります。

第5に、「要綱案」では労働保険への加入などは労働者とみなしています。

協同労働の協同組合の組合員（役員を除く）は、雇用保険法や労災保険法という保険法適用事業に使用される労働者とみなし、保険適用します（「要綱案」より）。また、安全および衛生については、労働安全衛生法の規定を準用します。私たちは、当初から協同労働で働く組合員も労働者なのですから、法的にも労働者として保護されるべきと思っています。

第6に、就労創出等の不分割の積立金を制度化しています。この法律は、協同労働によって、人間らしい生活と働き方を実現しようとするとともに、剰余が出たら、すぐに自分たちで分けてしまうのではなく、まず、他の人たちの仕事おこし・地域の活性化などに使う「不分割の積立金」にまわすことを定めています（「要綱案」）。

（三）

よく、企業組合との違いは何かと問われますので、その点を説明しておきます。企業組合制度は、簡単にいうと、事業をうまくやって、すみやかに株式会社になりなさい、というものです。「経営者のインターンシップ」としてそれなりの意味はありますが、労働者が主体となる協同労働とは性格・目的を異にする世界です。

たとえば、企業組合では、総組合員中、働く組合員の比率（従事比率）は2分の1以上、働く人たちの中での組合員（組合員比率）は3分の1以上となっています（中小企業等協同組合法9条の11）。経営に参加する人が働く人の中の少数なら、単なる「経営者の協同組織」になってしまいます。

また、企業組合は、剰余処分の際、出資配当が最優先されます。しかも2割まで配当できます（同59条）。

さらに、組合員が死亡した場合、企業組合では持分の相続が認められ、相続人のうち1人が組合員とみなされます（同16条）。組合員の地位を財産でみるか、人を基礎として見るかという根本的な違いになります。

（四）

法制定運動は、2000年11月25日、『「協同労働の協同組合」法制定市民会議』（大内力会長）が発足したのを契機に市民運動化しました。2007年5月、元連合会長・中央労福協会長の笹森清さんが会長就任を承諾され、新しい展開をもたらすことになりました。

市民会議は、「協同労働の協同組合法の可及的速やかなる制定に賛同する」団体署名を開始し、各界から1万団体の賛同を得、大きく広がりました。この運動の発起団体には、全国労働金庫協会をはじめ、各種協同組合・協同組織の署名を頂いています。

2008年2月20日、このような流れの中で、「協同出資・協同経営で働く協同組合法を考える議員連盟」が超党派で発足することになりました。

途中、政権交代がありましたが、2010年4月現在、194名の議員が参加しています。また、地方自治体の意見書採択は785自治体にのぼり、埼玉と長野では、県議会を含め全自治体の議会で採択しています。

4月14日の議連総会において、「協同労働の協同組合法案（仮称）要綱（案）」が取り纏められ、現在各党が党内手続きにはいっています。

（五）

この法律が発足すると、多くの市民が事業を立ち上げると思われます。協同組織金融機関に対する要望としては、ワーカーズコープへの融資、ワーカーズコープ組合員への融資、ワーカーズコープ立ち上げまでの融資のそれぞれに関与していただけるかにあります。特に立ち上げまでの融資に意味があります。

仕事起こしへの融資は、事業指導と事業連帯、場合によっては市場へのアクセス支援が不可欠です。そのためには、貸付機関と利用者間に、連帯の理念に基づいた、直接支援の機能を持った団体が必要と思われます。

協同金融の今日的役割を問う!

~その特性を発揮するための具体策を探る~

パネルディスカッション

協同組織金融機関のあり方について

名古屋大学大学院経済学研究科 教授 家森 信善 氏

東洋大学経営学部 教授 宮村健一郎 氏

東京中小企業家同友会政策部 部長 板橋 和彦 氏

非営利協同金融研究者 平石 裕一 氏

<コーディネーター> 全国信用金庫研修所 参与 相川 直之 氏

* 報告者の方々の肩書きは2010年3月6日現在のものです。

預貸率低下は職員外理事の問題か

相川：それでは、これから4人のパネリストの方々のご報告をもとに討論をしていきたいと思いますが、まず、はじめに私の方から先生方にご質問させていただきたいと思います。はじめに家森先生の話ですが、今回の報告で、なぜ職員外理事の問題を強調されたのかがよくわかりました。例えば、預貸率が低いという問題について判断するのはガバナンス、つまり理事の問題である、



したがってガバナンスが働くようにすれば良いのだというのが大きな道筋だと思います。ただ、平成11年以降預貸率が低くなっているということは先生のデータで明らかに出ています。つまり金融検査マニュアルが登場してきてから、急激に預貸率が低下しているのです。村松先生の話では、GDPに対する貸出の比率はそんなに変わっていないのだから、特別問題があると一概に決め付けられないと仰っていますが、預貸率が急速に落ちているのはやはり、金融検査マニュアルというもののために非常に貸しにくくなったという要因が強いのではないかと。したがってガバナンスということで職員外理事が入り、理事会が活性化する、あるいは会員の目線が持ち込まれたとしても、簡単にその辺は改善するのかどうかは疑問だと思えるのですが、その点について家森先生はどのようにお考えでしょうか。

家森：預貸率が急激に下がったことの原因の1つは検査マニュアルの強化ではないかというご指摘かと思えます。これを検証することは非常に難しい。たとえば東北から北の地域だけの金融機関に検査マニュアルAが使われて、近畿には検査マニュアルBが使われて、九州には検査マニュアルCが使われるという具合に、ABCで違いがあると分析できますが、全国で同じように行われているので、その検証は非常に難しいです。ただいえることは、検査マニュアルは一応、中小企業金融機関に関して共通、要するに地方銀行と同じマニュアルが使われているにも関わらず、信用金庫・信用組合だけが下がるということになっているわけです。なお、規模が違っても同じ検査マニュアルでも重みが違うということは論理的にありえますので、小さな銀行で預貸率が急激に下がっているかも検証する必要があります。それでも、預貸率の低下の原因としてどの程度検査マニュアルによるものかということは、分からないというのが私の答えです。たぶんそれを解明するには、銀行とか信用金庫の個別の規模別のデータを綿密に調べるのが良い方法かなと思います。

取引層の違いと預貸率低下

相川：ただ、審議会でも言われていますが、明らかに取引層が違うということが言われています

よね。たとえば、信用金庫の場合には20人~10人以下の層で、信用組合の場合は5人以下の層であるということは、データの的にはっきりしていますよね。そうすると、取引層の違いというのが影響しているかどうかということは、検証しようと思いたすがどうでしょうか。

家森:たとえば、従業員5人以下の企業の財務内容を平均値で見ると、不良債権と判定される率が非常に高い。そうした取引層が信金では多いので、検査マニュアル通りにすると、どうしても不良債権になりやすいからブレーキがかかりやすい。そういう問題があるのではないかという、そういう点ですね。そういう可能性はもちろんあると思います。特に金庫の方々から、そういう感覚的な意見はよく出てくるのですが、具体的に貸せなくなった事実に関する数字はなかなか我々のところに出てこない。感覚的な議論だけに流されてしまうのは良くないと私は思うので、ぜひ、どんどん細かなデータを構築して協会とか中金とか、あるいは個別の金融機関から具体的なデータを出していただきたいと思っています。逆にリクエストします。



相川:もうひとつ、この間の廃業率・倒産率ということと、預貸率の低下が大きく関わっているのではないかと思います。先生はどうお考えでしょうか。たとえば百万に近い単位で中小企業・零細企業がなくなっています。その辺と、中小・零細層を対象としている信用金庫・信用組合の場合の預貸率の低下、つまり客がいなくなっていることが大きな要因になっていると思われるのですが、その点については、どう考えられていますでしょうか。

家森:それは最後のところで申し上げましたけれど、いま小さな企業で収益が上がらなくなっているわけですから、お金を借りても金利を付けて返すということができない状況に追い込まれているということが事実としてあるわけです。ですから、本当はビジネスをやってお金を借りたいと思っても、返すメドが立たなければ、お金を借りられないという状況になりますし、金融機関も貸さなくなるという状況が起こっている。まさに信用金庫・信用組合がメインにしているお客様の層が非常に薄くなってきているという現状があるだろうと思われます。それから、『信用金庫』という雑誌に私が3年ほど前に書かせてもらいましたが、2005年に東京商工リサーチのデータベースから消えてしまった会社、つまり会社をやめたり、連絡が取れなくなった会社について、2004年のときにどこをメインバンクにしていたかという調査を、経済産業研究所のデータベースを使ってやったことがあります。簡単に結論を申し上げますと、なくなった理由については、倒産をした、廃業をした、転業をしたとか色々ありますが、メインバンクを信用金庫にしている場合には倒産をしたという率が非常に高い。そして、都市銀行をメインにしているところは廃業をしたというものが非常に多い。私の解釈としては、都銀は早期に処理をします。先ほど住友銀行はパッと引くと仰っていたと思いますが、経営が悪くなっても、まだ廃業できるという状態のときにもうやめさせてしまうということで対応をする。信用金庫の方は、一生懸命に会社を支える。ギリギリまで支えるのですが、それでもダメなときは廃業という選択肢はなくて倒産という選択肢になっていると解釈できると思います。その意味で信用金庫は非常によく支えているのですが、業界が非常に厳しくなっている中で、金庫としての経営持続性について私は非常に危機感を感じています。逆に言うと、それが預貸率から私が読み取った点でもあります。

相川:いまの話聞いてみて板橋さんはいかがですか。中小企業の立場で先ほどの話だと、結構中小企業は面白いし儲かる場所もたくさんある。たとえば、連帯保証のような制度が改善されればもっと中小企業は元気になるという話でしたが、それとの関連で、いまのことをどのように聞いていたのか、あるいはその点について実際に中小企業家同友会から中小企業を見ていてどのように思っているのか、お話をお願いします。

早く手を引く都市銀行

板橋:いまの家森先生の話聞いて思ったのは、早く手を引くということが銀行・都銀のスタイルであるのなら、それと同じように廃業を勧めるようにというようなことを先程言ったのですが、私が申し上げたのは、少し意味が違います。都銀の場合には、本当に早く手を引きます。私

の取引先で例があります。まったく倒産する必要がないような会社から資金を引き上げて、倒産させてしまったとしか見えないような倒産ケースを目にしたことがあります。やっぱり自分の融資資産に傷がつくのを嫌がるというのが都銀のスタイルかと思います。私が申し上げた、早いところ声をかけるということは、今だったら従業員に退職金を払えるかもしれない。時間的に余裕もあるので再就職の世話もできるかもしれない。金融機関も最低限の被害で済むかもしれない。ましてや、企業家というものを新たに再生できるかもしれない、経営者のリサイクルというような形で、資源を大事にしようという意味合いに近いのですが、仰る通り信金さんがギリギリまで支えてくれるという態度があるということは現実にも感じます。同友会の知人から話を聞くと、支援しましょうという言葉が出てくるのは信金さんです。そもそも銀行から支援するという言葉を聞いたことは一度もない、という話を聞いたことがあります。昔、都銀のなかでも中小企業に非常に強い銀行が1つありましたが、あの都銀は良い意味で“異常な”銀行だったなと思います。



税の軽減措置に見合った経営がされているか

相川：次に、宮村先生の話の焦点は、協同組織金融機関は協同組織金融機関であるがゆえに税制の軽減措置を受けている。そうしたら、軽減措置を受けているような行動をしなくては意味がないではないかということ強く主張されました。そういう風に言えるところがあるかと思いますが、レジュメの「信用金庫・信用組合の問題点1」に、既存取引先重視・高齢者重視・支援重視・新規軽視というように書いてあります。しかし、現実には私が感じているのは、既存取引先軽視になりつつある。新規、新規というために、既存先を回らなくなってしまった、ということが、あちらこちらの信用金庫に出ています。もっと行かなくてはならないのに、そういうところを歩くのは非効率である。つまり、もっと新規を取ってお客を増やして収益を上げるということで、収益から融資になり、新規になり、それも上手くいかないから何もやらないということになっているように思うのですが、今の状況の中でそんなに新規先があるのかということと、そんなところと取引が可能なのだろうか。ほとんどのところは、何も問題がなければ大抵のところ金融機関と取引しています。だから、そういうところが無いということは、新規を軽視しているのではなくて、取引が現実には出来ないから新規取引がなかなか増えないのではないかと私は感じますが、なぜ新規軽視のように見えるのかということと、現実には何らかの根拠に基づいておられるのかということ、少し補足的にお聞きしたいと思います。

宮村：結果的に新規軽視という意味であって、創業3年目の企業や新規事業の育成などがあるかどうかと問うと、無いというところがほとんどで、だけど、やる気はあるということです。渉外の回り方で、既存先が少なくなったというお話でしたが、渉外の回り方に関するアンケートもとりました。私が思うに昔の雑務的な渉外の回り方というものは一切無くなったり、あるいは集金業務をやめてしまったり、かなり省力化されましたが、他方、重要なお客と定期預金の満期の切り替えはやるとか、言葉は悪いですが「選択と集中」になってしまっているという感じです。けれども、だからといってそれで新規重視になったということは、2006年のアンケートにはありませんでした。

相川：高齢者や既存企業に強い金融機関とあり、それが地方の地盤沈下の要因のひとつになっているという意味ですか。

宮村：信用金庫の方とお話していると、高齢者が得意だとか、新規のサラリーマン世代や若い世代には行きにくいという話をよく聞きます。ビジネスとしてはそれでも良いかもしれませんが、社会性とか公共性というものを考えますと、そういう苦手なところにも軸足を動かして新しい経済活動や産業を作るとか・・・、とても難しいですけど、そういうところをもっと意識する必要があるのではないかと思います。先ほど、社会福祉という話をしましたが、要するに厚生労働省の仕事と経済産業省の仕事の違いのようなもので、現在は厚生労働省の方ばかりに偏ってしまっているという気がするので、それが地方の沈滞化の原因の1つだと思います。

相川：要するに、軽減措置が得られるのにふさわしいことをしろということですね。協同組織というものがそれだけに矮小化されて良いかということは別の問題としてありますが、先生はどのようにすれば独自性が感じられるとされているのか、その辺をお話していただくと助かります。

宮村：信用金庫と地域信用組合は全般としては、都銀や地銀がやらないような中小企業金融を一生懸命やっていて、プロパー融資も一生懸命やっているので、基本的には問題ないのではないかと思いますし、そういう感じでやっていただければ胸を張って、軽減措置を受けている協同組織金融機関としてちゃんとやっていると言えるのではないかと思います。私は注文したのであって、全般的にこれではダメだと言っているわけではありません。



連帯保証制度は必要か

相川：次は板橋さんの問題提起に移りますが、たとえば連帯保証制度を見直すというようなことを中心にご報告いただきましたが、具体的にはどういうイメージなのでしょう。大企業取引は社長の連帯保証は無いですね？ 社長が変わるものだと思っているから。中小企業の場合は、社長が変わらないと思っているから、社長に融資していると思っているから、第三者との連帯保証はけしからんと。これはある面、理に適っていますが、この連帯保証制度がなくなるともう少し倒産も軽減できるし、優れた経営者になるチャンスが多くなるのではないかとお話になっていますが、イメージとしてはどのようにしたら良いと考えておられますか。これは金融機関としては非常に深刻な問題だと思います。制度の根幹に関わる問題で、大企業ならできるけど中小企業はなかなか出来にくいところが現実にはあります。しかし、中小企業の側から納得できないと思われる方もいると思います。その辺をもう少しお話をお願いします。

板橋：中小企業にだけ連帯保証があることについては、納得できる理由もあります。企業というものの自体が企業として独立性があるのかということ、結局、代表者の資質に関係してくる。つまり、会社といえども結局は社長に貸しているという論理があるんですね。ただ、中小企業といえども、そういう時代ではなくなってくるだろうと思うのです。つまり、中小企業といえども、もう少し近代的な経営スタイルになっていかなくてはいけないのではないかと。たとえば、現代的な経営と言うと、取れるだけ給料を取って自分の懐に入れてしまい、会社は赤字ギリギリのような状態で、従業員はなるべく働かせよう。このようなことをやっている経営だとしたら、この場合に連帯保証を取ることは非常に有効なことかもしれません。でも、最近の金融機関は中小企業といえども企業を評価する上で、そのような経営スタイルの企業をあまり評価しなくなってきているのではないかと感じます。どういうことかと言うと、適正な報酬を企業からもらい、十分に利益を出して税金を払って社会貢献していくという企業。そしてなおかつ、一定水準以上の従業員の報酬を維持し、権限委譲をすると色々ありますが、そのような近代的な経営状況になっているような企業の場合には、そろそろ企業＝代表者という考え方から、企業を企業として動くものとして認識するというような流れになっても良いのではないかと思います。ですから、制度として連帯保証を全部禁止しろというものではありません。ある一定の条件のようなものがあって、それが満たされていれば、たとえば、この企業であれば代表者が1週間～1ヶ月いなくても平気（機能する）というくらいであって、収益力もそこそこあり、理不尽なこともないというときに、ここなら連帯保証なしでやっていって良いだろう。最終的に、条件付で構いませんが十分なディスクロージャーがされなくなった瞬間、あるいはそれを怠った時に急に連帯保証が発生するというような契約があっても良いと思います。つまり、もっと金融機関側が首を突っ込む意味がある企業であれば、首を突っ込んでどんどん意見を言って、会社を発展させていくべきではないか、というようなイメージです。あまりまとまっていますが、雰囲気では理解していただくと幸いです。

持っている信用情報をどう生かすか

相川：それと同じような考え方なのでしょうけれど、情報機関としての協同組織金融機関という

ところでお話になったように、顧客情報の利用が可能かどうかは、制度的な問題がありますが、その辺は今までだと難しいですね、法律的にも。しかし、中小企業が元気になるということで、興味があります。可能ならば良いなという気もするので、その辺をもう少し話していただけますか。

板橋：やはり価値のある情報と信用確度の高い情報、つまり質の良い情報を持っているのは金融機関です。その中でも協同組織金融機関は、顧客企業との距離が近いので、情報の交換頻度も高いですね。ということから、信用できる情報を金融機関の方が持っているのではないかと、いうことです。背景にもう1つあるのが、感覚的ですが、どちらかという金融機関はバランスシートの方を見る、より重視する。信用保証協会は、どちらかという損益計算書の方を見て、営業利益が上がっていたら多少バランスシートが悪くてもまあ良いかというニュアンスを感じます。バランスシートはあくまでも過去の経営の結果でしかないので、来年・再来年はどうかと言ったときにバランスシートは無力だと私は思います。今現時点の収益力はどうかと言った場合に、それは損益計算書を見れば分かります。そして、そちらの方にもう少し目を向けて欲しい。過去の結果ではなく、その企業の収益力をもう少しブラッシュアップすることにより利益は上がって、それによって金融機関も同時に利益が増えるという話になると、結構目の色が変わるのではないかと、いう風な意味合いで、かつ、たとえば経常利益とか最終利益をベースにすると、それは色々操作が入って来るので、営業利益をベースにすると、結構、開示されている情報の透明性が保てるのではないかと思います。情報を何でも提供しましょうというときに、初めて連帯保証の話が出てくるでしょうし、リスクマネジメントという考えも出来てくると思います。すると、ハイリスク・ハイリターンといわれている中小企業に、投資的な金融サービスをすることによってミドルリスク・ハイリターンに変えられるくらいの情報を金融機関は持っているのではないかと思います。それで、あまりにも貧弱な日本の直接金融制度をカバーできれば、二重にも三重にも日本経済の役に立つのではないかと思います。それに、貸した後は拝んでいる他ないということよりは、もっと関与して文句を言って、利益が出たら、「よし、儲かった。」という方が金融機関としては面白いのではないかと思います。

相川：続いて平石さんに2, 3補足して説明していただきたいところがあります。資料に、「資産査定基準モデルの説明力低下」とあります。これについてももう少しどのようなイメージで、どのようになってきているのかを補足的に説明していただきたいと思います。

資産査定基準モデルの説明力低下

平石：『金融財政事情』の08年3月の金融リスクモデルの有効性と限界に書いてあることをそのまま引用しましたが、このモデルを作ったときには、このモデルによってチェックすると、いわゆるデフォルト率がさほど高くなかったところも、00~06年にかけてデフォルトしなくてよいところがデフォルトしている。本来ならデフォルトしそうなところがなぜデフォルトするようになったかという、資産査定の見直しが徐々に金融機関および小口債権にまで採用されたことで、03・04年度にモデルの説明力の低下幅が大きくなったのではないかと、いうことで、言うならば金融庁の方で厳しくしたことにより、従来ならばデフォルト基準に該当せず、貸せたところが貸せなくなったと書いてあったので、これは納得力があるのではないかと、いうことで引用しました。貸し渋りを助長させているのは監督庁の資産査定・資本力課題保護方針ではなきかと思いません。

相川：先程、手形貸付もやってはいけなくなったとおっしゃっていたのですが、それは違いますよね。手形貸付はできます。しかし、極めてしづらくなった。それは何故かという、すべて収益、収益ですから、収益が赤字の先に3000万の仕入れ資金を貸した場合に、それは資金ニーズがあるのだけれど、これの返済能力があるかないかと言われると、非常に説明しづらい面があるから、みんながやめてしまったということが現実なので、その辺は、やれなくなったわけではないとだけ補足させていただきます。ただこの間の金融事情がどうなったかと言うと、中小企業の役割は変わっていないのに、金融は厳しくなったのですが、今は逆に貸せないところまで「貸せ、貸せ。」と言い出して、本当に節操がないというか、つまり何でもかんでも金融庁の言う通りにしなくてはいけなくなって、経営の独自性が失われているという意味ではその通りだなと思

います。ごく最近も金融庁に入られたところが何故断ったか、断る稟議がないから認められないとか、断りたいという稟議がないのに断ったからその証拠が薄弱だからとか、わけの分からないことを言い出しています。本当に振り回されているので、本当にやりにくくなっています。亀井大臣がいろいろ言ってもやりきれなくなっているような感じがします。もう1つお話ししていただきたいことは、セントラルバンクではないということが、大変重要なことだと思いますのでお願いします。

中央機関のセントラルバンク化の是非

平石: 協同組織金融機関のセントラルバンクであるのに、農林中金は、統計上、行政上は協同組織金融機関の分類に入っていません。これはいわゆる都市銀行と一緒に銀行グループになっている。統計から言っても何から言っても、そうになっています。これは何故なのでしょう。実態としては農林中金を含めて全体で農協業界の連帯保証等で協同力を発揮しているのに、いわゆる中央機関の投資資力の強大さなどから見て、これを協同組織的な分野に含めないようにして、昔の長銀や興銀と同一視する傾向があるのではないのでしょうか。中央機関の役割のもう1つは、業界の中でいわゆる不祥事があつたりするところに対して中央機関を通じて資金援助をしたり資本投入をします。そういうようなことに信用金庫では、中金から役員を派遣していることが増えている。いわば中金からの役員が増えることで中央機関支配が非常に強くなっています。そして、これをさらに強めようというかたちでセントラルバンクの役割や影響力を強めたいという意図が今度の中間報告で見受けられるように見えます。しかし、そういうことをやって良いのだろうか。いまモ労金はやっていると思いますが、信金・信組がやめてしまった業界の総合支援制度、あるいは連帯保証制度というように、業界全体としてのセーフティーネットというものがありますが、中央機関の資本投下などによるセーフティーネットという方向になれば、いわば個別の経営体の実態が損なわれて中央機関によって支配されるようになってくるという可能性が非常に高いのではないかと。そして、この1番悪い例が、EUで言うところのラボ・バンクです。ラボ・バンクには全部個別の経営体の審査決定権もないくらいに強い。そういうものであれば、いわば一定地域における個別の自主的な密着性が失われる可能性もある。だから中央機関の支配力・強制力ということをこういう面で経営危機とか安全性とかというようなものを持ってやるということには、どういふものかという風に感じているということです。



中央機関は個別協同組織金融機関が協同して作っている補完連帯力強化のための補助機関であるという基本理念を再確認すべきでしょう。

相川: たぶん業界がセントラルバンク化に非常に反発しているのは、派遣された信金中金の人が牛耳ってしまう。お金・資本を出してもらったために、非常に経営の自由度がなくなっている信用金庫がいくつかあります。そういう意味で、セントラルバンクではないと言いながら、お金が入っているために本当に自主性がなくなってしまう、信金中金の管理信用金庫のようになっているところも現実にはあると、私は聞いています。そのようなところがあるので、セントラルバンクのことをもう1度見直すためにどうしたらいいのか、ということは考えどころだと思いましたので、平石さんのイメージを少し伺ったわけでありませう。

それでは、後はせっかくでするのでフロアの方から質問していただければありがたいです。

2012年の国連・協同組合年に向けて

富沢: 2012年の国連の協同組合年、これが非常に重要だと思いますが、それに向かって何か企画を立てるべきだと私は思うのですが、その現実性を平石さんに伺いたいと思います。協同組織金融機関の独自性・差別化を図るためには、やはり基本的に考えると協同組合原則に戻る必要があると思います。協同組合原則で、現実の協同組合が弱い点は2つあると思います。1つは協同組合間協同。もう1つはコミュニティーへの関与。この2つを組み合わせ、コミュニティーの活性化を図る、もう少し具体的に言うと中小企業の活性化とか、そういうことを目的にして協同組織金融機関がどのように連携を取れるのかという地域活性化プログラムを各地域でそのようなこ

とを検討するチームを立ち上げることが1つ必要だと思います。もう1つは現実の運動を基盤にして中央組織で、先ほど「中小企業憲章」のことが出ましたが、「協同組織金融機関憲章」というような憲章をつかって、中小企業と協同組織金融機関の憲章とを1セットにして、地域の活性化のために深かめるべき政策提言をする、そういう憲章を2012年に向けて作るということは、今から始めれば可能だと思いますが、これは単なる机上の夢想なのか、ある程度現実性があるのか、実際に現実性があるならば、どのようにしていけば良いのか、アイデアをいただけたらと思います。

平石：それは出来れば実現したいです。一般的にヨーロッパでは協同組合銀行とは何かというときに、触媒という言葉が使われています。つまり、何かと何かを結びつける役割を持っている。ただ、協同組合銀行は地元の企業・大衆などの間を結ぶ触媒だと考えて良いのですが、今の日本の現状で言うならば、労働金庫は昔で言うと労働省。農協は農水省。信用金庫は金融庁。信用組合はというと、今は金融庁です。要するに縦割りになっていて、包括的調整力が皆無です。横の関係を持つためには、誰が触媒になれば良いのか、非常に難しいです。研究者の中からも話が出ていますが、その触媒を通じて強く・大きくやろうとしない。協同金融研究会はもう20年近くやっていますが、これを信金・信組・労金・農協の金融機関の、いわゆるオーソドックスなかたちの組織的なものにしてやっていこうという動きは、ある局面では有るようですが、実利的近視眼的な商売上はやるのだけれども、大局的に一緒にやっていこうという関係ではありません。これを金融機関以外にまた普通の中小企業と協同組合とか、生協とかを含めたらもっと難しくなる。触媒に相応しいところはどこでしょうか。おそらく、金融庁は自分だと言うだろうし。いま私が思い浮かべるのは、協同組合学会です。協同組合学会が、何とか主導権を握れないだろうか。そこ以外にイニシアティブを取れるところは、ちょっと無いのではないかと思います。信用金庫・信用組合・労金・農協のトップでは、なかなかお互いのことを見てあげることが難しいのではないかと思います。お手間ですが、富沢先生が協同組合学会で狼煙を上げてくだされば良いのではないかと考えています。

相川：今の話について、板橋さんはどう思われますか。中小企業憲章の制定運動をやっておられて、かなり盛り上がっているようですし、実現性が出てきました。2月から経産省で論議が始まり、おそらく国会で上程されるのではないのでしょうか。いまの話聞いていて、中小企業家の立場としてどのような感想をお持ちでしょうか。

中小企業憲章の意味

板橋：憲章では、とりあえず行政機関そのものの振る舞いをいかに規制するかということなのですが、確かに必要の無いところが細分化され過ぎている、必要なところが統一化されていないところが金融行政にもあるのではないかと思います。これを、誰かの恣意によって変えられないようにする。さきほど指摘されていたように、金融庁が貸せと言ったら、よくわからないうちに貸さなければならない。厳しくしろと言ったら無条件で厳しくしなければならない。このような恣意的なもので金融行政が左右されるというようなことは、継続性という意味で非常に良くないことだと思います。それを縛るという意味合いでは、憲章と言って良いのかわかりませんが金融行政憲章みたいなものがあつたとすると、ここからは誰かの承認だとかを得ないと自動的に出来ない。要するに、官僚・国会といえども憲章に則っていない限り（は）金融政策は変更できない、執行できないというかたちになるわけです。これは中小企業への影響を考慮して政策運用、予算運用しなさいということを規制する意味合いでの中小企業憲章です。対象が違っただけで同じことです。つまり、恣意的に急に変わることが、金融だけに限らず中小企業など色々なところにあります。そういうものは必要なのか。中小企業家同友会が中小企業憲章というものを言い出して6年経っています。ただし、同友会の中でも意識にムラがあります。賛成・反対のムラではなくて、知っているか知らないかのムラです。知っている人はやたらと知っている、知らない人はさっぱり分からない。その状態で、色んな政党に訴えていき続けるというようなことを繰り返していく内に、いくつかの政党が目を向けてくれるようになりました。しかしやはり一番大きいことは継続ということなのです。

相川：ありがとうございます。では次に、生澤さんから家森先生への質問です。

職員外理事と会員・組合員資格

生澤：もっと職員外理事を増やすべきだという提案でしたが、私もある意味では賛成ですが、実はそれが大蔵省が天下りをする理由にかなり使われていました。要するに、職員あがりばかりではダメだから、規制をかけるためには、やはり職員外を出すべきではないか。そして、職員外を出すなら金融に精通している大蔵省や日銀からということで結構入っている理由にしていた面があるので、少し危険ではないかと思います。したがって、「必ず会員である」ということを条件として付けるべきではないかと思います。たとえば昔、創立の時には商店街の会長とか、商工会議所の会長が出たりして創立しているわけで、地元の有力者で良いから、職員じゃない会員が、という条件を付けたら良いのではないかと思いました。この間の中間報告にもかなり出ているので、これだけでは危機感を感じたので、その点についてどう考えているのかお聞きしたいです。

家森：レジュメに、職員外として「地域の経済人」と書いてありますが、私のイメージとしては地元で経営をされているような地域の有力な経営者です。地域の中小企業の代表者というような方を意図していて、確かに職員外ということは員外も含むわけですが、ここでは職員以外の会員の理事という意味で審議会の中で私は申し上げてきました。それを事務局は職員外理事とかたちで書いてくださいました。監事については員外監事ということで会員でない監事を置けとなっていますが、この理事について員外の理事を置くことを義務付ける必要はないということです。置きたいところが置くことは可能として良いと思いますが、それを求めているのではないことをしっかり書いてくださいというのが「職員外」という意味です。

相川：この点について、宮村先生はどのようにお考えでしょうか。

宮村：今の意見とまったく同じです。そもそもこのことが議論になったときには、職域の場合は職員の方は職域の組合員ではないので、職員の方が理事になると員外理事になってしまいます。信用金庫・地域信用組合の場合も協同組織ですからそのユーザーが基本的に理事の中に入っていくことが素直だと思います。しかし、その地域に住んでいるか勤めていれば会員あるいは組合員資格がありますので、職員が会員・組合員と兼用になってしまい、事実上、職員の出世コースとして理事が存在しているということが問題じゃないかということで、こういうことが議論になっていると思います。おそらく報告書が説明不足だったかもしれません。委員のみなさんの意見は一致していると思います。

職員外理事をどう選ぶか

相川：ただ、合併によって非常勤理事がなくなったということも大いに考えられるのですが、それと同時に、職員外理事を誰がどう選ぶかということ抜きにやると、色々問題が起こることと、もう一つは恐らく兼業禁止だとか、そのようなことばかり言うものだから理事のところできなくなってきている点があつたのだらうと思います。それと、地域が疲弊していて、さまざまな業界の人たちが、こういう人ならばお願いしようという面が、どんどん減ってきてしまっていることです。かつては、たとえばプレス業界の役員をやっている方をお願いするとか、地元の観光連盟で仕事をしている方をお願いするとか、さまざまな業界の役員をやっている方をお願いするというのが過去にはあったのですが、最近はそのようなところの元気がなくなってきてしまって、職員外理事を選ぶということが結構大変なのだらうというような側面があるという気がします。どういう方を候補に選び、どういうかたちで職員外理事になってもらうかということ論議していかないと、いつの間にかウヤムヤになる危険性があると思いますが、家森先生は如何お考えでしょうか。

家森：地域の人がこの金融機関の経営に誰も関心を持たないということでしたら、そもそも協同組織金融機関として何なのかという話になっていくのではないかと思います。地域にとって信金・信組が必要である。我々が一緒に経営をしていきたいというような結びつきが無くなっているのであれば、それは協同組織金融機関としての存在意義が問われるのではないかと思います。理事をどう選ぶのかということは非常に難しい問題です。さきほど私が言ったように、非常勤理事でありながら常勤理事とほとんど法的には変わらない責任を負わされています。こういう点からすると、たとえば普通に企業を営んでいる方がそれだけのリスクを負って非常勤理事をやるかということ、やはりそれは難しいところがあると思います。信用金庫・信用組合の経営の立

場から、この人なら来てもらいたいと思う方がいるはずですが、でも、そういう人に来てもらえないのは、こんな法制度の問題があるからだということ、を、どんどん出していただいた方が良いのではないかと思います。なかなか良い方がいない、選ぶのが難しいと業界の代表の方が仰っていますが、具体的にどうしたら良い人が選べるかについて提案していただくと、その辺の是非について我々は検討できるのですが、難しいとだけ言われるとなかなか先に進めないと思っています。

生澤：家森先生が監事について話しましたが、分からないところがあります。「2名以上の監事のうち、1名は必ず会員・組合員以外でなければならない」とあります。何故、組合員・会員以外でなければならないのでしょうか。会計士であれば組合員・会員でも構わないと思うのですが、どう考えていますか。

家森：現行の監事制度については、法令上「2名以上の監事のうち、1名は必ず会員以外でなければならない」とあります。つまり、現行で既にこうなっております。監事というものが監査の専門性を必要とするというようなことですが、確かにご指摘のように会員の中にも会計士の方がいらっしゃる。どうしてこうなったのか、これを導入したときにどんな議論が行われたのか分かりません。審議会に出てこられた会計士の先生方はもっと厳しくしろというような意見の方が強かったです。



保証協会の機能・役割をどうするか

相川：中小企業診断士の川原さんからご意見・質問が来ていますので説明していただけますでしょうか。

川原：前提としまして、僕自身は中小企業金融の矛盾というものが根底にあり、それを支えているのが信金・信組ではないかと考えています。その中で今後も含めて信金・信組の役割というのは非常に重要ではないかと考えています。それを前提としまして、3つ質問があります。

まず、保証協会の利用を信金・信組に限定したら良いのではないかと思います。保証協会に関しては無担保・保証人無しというかたちにしたら良いのではないかと。第三者としては先ほど色々話があったように軽減税率をなくして今の保証協会を信金・信組だけにすることで、要は民間の銀行と分けるというようなかたちにしたら良いのではないかと思います。非常にざっくりとした考えなのですが、その点につきましてどのようなお考えなのかお聞きしたいと思います。

相川：要するに営利法人は、保証協会を利用できないようにする。まず保証協会を利用できる金融機関は信金・信組だけに限定してはどうか。第二点は、保証協会を利用するならば、原則として連帯保証人は取ってはいけないとしてはどうか。第三点は、そういう風にする代わりに軽減税率は廃止したらどうか。というご質問だと思われるのですが、発表者の方はどうお考えかということです。川原さんは、それで中小企業金融の問題は解決するのではないかと見ておられるようです。

平石：ヨーロッパでは優遇税率の無い協同組合銀行というものがあります。軽減税率を適用して

いるということに対しては、逆に利益処分の問題で、それはこういう社会奉仕に投資をしなければならぬという規則があります。そういう意味で言いますと、今までの長い歴史の中で軽減税率が適用されてきたものを一律にやめていいものかなかなか難しいと思います。ただ、軽減税率がいわゆる協同金融的な発展として使われているかどうか、これはもっとチェックできるようなシステムを作ったほうが良いと思います。それから、私は金融機関出身のせいもありますが、保証人がないということについて、昔はドイツ、イタリアでは、君の友人が君の経営を支持しないようでは金を貸せるか、というようなことで、保証人を付けるのは19世紀かもしれませんが当然視されています。先ほども指摘されましたが、社長個人の保証をするということまで削っているのが、私は少し疑問に思います。

板橋：信金・信組だけに保証を限るということについては、直感的に思う分には大きな問題は感じられませんが、株式会社の銀行が中小企業と付き合いときの融資の方法というものは、担保付きか無担保かということになります。そうすると、一時期流行ったビジネスローンの類というものがまた出てきて、普通の証書貸付よりもまだ逃げ足が速かったという話があります。そういうところの弊害がないのかとか、担保を持っている企業としか付き合わない機関と、比較的担保能力の低い会社と付き合い機関と、完全に分かれてしまいます。この辺りの弊害というものを考えてみた方が良いと思いますので今の時点ではわかりません。保証協会のことにつきましては、私はもともと、そういうことに限らず連帯保証そのものをなくすこと、たとえば、金融機関自身が絶対的に企業を評価する力を身に付ける事が必要だと考えています。たとえば、保証協会で責任共有制度が始まりましたが、その前の段階で考えると、保証協会付の融資は金融機関からするとノンリスクです。担保付融資も手間ひまは掛かりますが、ノンリスクです。ということはそんなことは誰でも出来る。ましてやパブル崩壊時のときとか、昨今の情勢の場合には回収まで考えずに貸すという金融機関は誰でも運営できると思います。自分の目で企業を判断して、これは自分のところのリスクで貸せるという絶対的な判断力を持つことが大事でしょうし、そういう金融機関と付き合い企業になることも中小企業としては大事だろうと考えています。リスクを取らなくてはいけなくなる前に手を出せるような社会にした方が良いのではないかと思いますので、さきほど川原先生が述べたこととは少し趣旨が違うかと思います。あと、軽減税率については私はあまり分からないのでご容赦していただきたいと思います。

宮村：まず1つ目の保証協会の話ですが、協同組織金融機関のみに利用を限定したら当然競争が減るわけですから、それはあまり意味がないと思います。無担保・無保証については、軽減税率をなくす代わりに、たとえば保証協会を通じて中小企業金融をやったところにお金を流すという方が効率的ではないかという議論ですね。当然そのような議論はありまして、審議会の中でもそのような意見はありました。軽減税率をなくして、その分中小企業金融をやったらその都度どこからお金を出す。そして、実際にそれを制度的に実現するのであれば当然保証協会からお金を出すという話でした。これには当然、メリット・デメリットがあります。メリットとしては、軽減税率にすることに比べれば、資金的な効率が良いわけです。つまり投入した税金分がすべて中小企業金融を行ったことに対し投入されるわけだから、当然効率の良い税金の使い方になるということです。デメリットは2つあって、1つは事務が煩雑になるということです。もう1つは、たとえばある地域において信金だろうが信組であろうが地銀であろうが、軽減税率をなしにして、中小企業金融をやったらその都度税金を投入するとしたときに、その地域のすべての信金・信組・地銀が「うちが中小企業金融はやりません」という可能性が出てきます。現在は、信金・信組に「あなた方は中小企業専門だよ」ということで、その代わりに軽減税率にしているわけだから、ということで、強制的・義務的に中小企業融資をやらせているということです。ですから、ご指摘のように軽減税率をなくしてその分を中小企業金融をやったところに投入するけれど中小企業金融をやるかどうかは自由だというようにすると、中小企業金融が全く行われなような空白地帯が出る可能性がある。この2点くらいが問題ではないかと思われれます。

家森：信用保証協会の利用を信金・信組に限定するかですが、去年の10月に愛知県の信用保証協会とジョイントで、信用保証協会のお客さん15000社くらいに対してアンケート調査をして、その結果を解析中なのですが、その経験から説明させていただきます。愛知県では東海銀行という都市銀行があったのですが、UFJ銀行になり、さらに三菱になって、実質東海銀行の香りがなく

なっています。もともと地方の銀行として大きな存在であった東海銀行はなくなってしまいました。その結果、何が起きているかという、愛知県では信用保証協会を利用する都銀が非常に減っていて、信用金庫がほとんどになってきています。だから、事実上メガバンクの方は信用保証を使わないと貸せないような小さなお客さんはもう必要ないというかたちになってきている状況が起きている。私自身は、地方銀行は頑張っているのですが、実際にもし信金信組しか信用保証が使えないような制度が作られると、地方銀行からの資金の流れがかなり滞るので、やはり少し心配です。これが第一点です。それから、都市銀行は例えば100貸していると、そのうちの半分以下だけ信用保証がついているという例が多いのですが、愛知県の例で信用金庫の場合は、100貸していると100全部に信用保証がついているという例が多くて、実は信用金庫というのは、中小企業に貸しているのですが、ほとんどそのリスクを保証協会に丸投げしているような状況が見受けられます。これは学者から言うと、企業を真剣に見るということが無くなってしまっているのではないかと、信用保証を利用し過ぎてモラルハザードが起きているのではないかとこの心配を抱えています。私は、むしろ信用保証協会の利用というものを、信金・信組でも、あるお客さんに対して、あまり長く利用させたらいけないのではないかと、と思っています。真剣に監視・監督をするというインセンティブを与えていかないといけないのではないかと、と思っています。

2つ目の連帯保証制度についてですが、これは非常に学者的で現実世界から離れるのかもしれませんが、結局金融機関からすれば、お金を貸す上で返ってくる確率を高めないといけません。そのためには、きちんと審査をする、人柄を見るということと同時に、色んな条件があり得ます。担保を入れたりとか。ですから、原則としては色んな契約を出来るようにしておいた方が、お互いのニーズに合うだろうと思います。ただ、企業と銀行・信用金庫との力関係から、あまりにも不当なケースがたくさんあるのであれば、それは強制的に外部の力をもって対応しなければならないと思います。ということで、原則は自由で、色んなオプションを置いておく方が、むしろ中小企業金融にとっては良いのではないかと、思います。ただし、連帯保証人を取ってもいいようになっているのが、いつの間にか金融機関のマニュアルでは必ず取るようになっていて、取らないと貸せませんというのは、本末転倒だろうと思います。3番目の税率の問題については宮村先生のご指摘のような理解で、私も同じです。



金融業界だけの議論で良いのか

相川：信組情報サービスの川口さん、質問があればお願いします。

川口：大学の先生からは、預貸率の低下だとか貸出先、業種の偏り、手法などで問題提起があったと思います。実業の方々からは、町の情報を活かす、想像力を持って人に会い物事を考えて汗を流せというご指摘の通りだと思います。しか、マスコミを通じて行政から来ている話というのは、世の中不況だから、短絡的に金融機関は金融支援をやれ、もっと金を貸せ、条件変更に応じて助けてやれ、というように非常に短絡的な指示が来て、これは金融検査でもチェックしますよ、ということになっています。ただ、金融機関の金というのは、儲けた金だけではなくて、みなさ

んの預金・出資金であるということが根底にあると思います。ただ、話は飛躍しますが、明治の産業を興していったとき、戦後に産業の復興を図ったとき、世の中の何に金を投資して、それを金融機関がどう支えるのかということで歯車を前向きに動かしたことによって、家計も税収も潤い、世の中が良い方向に向かっていったのではないかと。両先生がワーキンググループにおられて、全体として産業界を含めて、日本の構図をどう変えるのかという議論の中で金融機関はどうあるべきか？ということが出てきているのかどうかをお聞きしたいというのが1つ。もう1つは、信組が金融庁所管に変わった後、かなりの劇薬を飲まされて、ひっくり返ったところもあるのですが、最近また国際会計基準に準拠し、この3月から適用される。金融機関は当然やるんだよね？という議論が出ていますが、果たしてこの国際会計基準なるものが必要なのか。特に私の業界のところでは、この基準を適用すべきなのだろうか、という所のご意見もいただきたいと思います。

相川：主に家森先生と宮村先生へのご質問のようですが、まず1つ目の質問に対して、家森先生はどうお考えでしょうか。つまり、産業があってはじめて金融があるのに、ただ金融機関ばかりを問題にしている。背景にそのような問題があったのかということかと思いますが…。

家森：金融審議会のワーキングの期間中に、不良債権の認定基準が変わりました。再建計画3年以内に再建すれば、不良債権と認定しなくてよい、というものが、5年なり7年なりでも良いというものになりました。そして、その点について金融審のWGで事務局に聞きました。5年なり7年にしても大丈夫なのですが、それはどういう根拠ですか、と聞いたのですが、私の記憶に残っているのは、よくよく考えてみたら7年でも適当だと思ったのでというような回答でした。学者的に言えば、過去に、再建計画3年では不良債権と認定しておらず、5年では不良債権と認定していたけれども、それを今から過去に遡って見てみると5年でも立派に再建している確率が3年のケースと変わらないということを受けて、今回こうしましたという風になることが本来だと思うのですが、さきほども指摘されましたが、現実の政策は感覚で動いてしまっていて、きちんとしたデータに基づいた根拠がありません。もっとも、不良債権の認定の改訂について業界としては悪いことではないと思っているのなら、データを出して対応される必要はないのは確かです。しかし、たとえば今度の金融円滑化法というものが施行されることになりましたが、これには業界として反対でしょう。この法律が施行される前の10月に私がアンケートをやったときには、アンケート対象は保証協会からお金を借りている企業なのですが、確か2割くらいの企業が既に金融機関との間で返済状況の変更をやってもらったと答えていました。ということで、実は結構やられているわけです。逆に言うと強制的にそれ以上やるということが、どの程度のリスクになるのかということ、むしろ業界からもっと発信して、こんなにコストが掛かりますが、どういう風にそれを負担してくれるのかというように問うていかなければいけないのではないかと考えています。それから、金融機関の在り方として行政が非常に力を持っているという面言えば、やはり業界側からもきちんと理論武装・情報武装をして、理不尽な要求に対しては毅然と議論されていく方が良いのではないかと思います。我々もディスクロされているデータの範囲で色々なことを分析しようとしているのですが、内部の情報を使えるということは強みですので是非やっていただいたら良いかな、と思っています。

国際会計基準との関係をどう考えるか

相川：国際会計基準についてもお願いします。

家森：委員会でも国際会計基準だけではなく、たとえば四半期の外部監査を受けるべきかという具体的な議論がありました。業界の方々からは、それはコストが掛かって大変である。あるいは、地元でやるだけなのでそれほど必要性はないという議論が出ていましたけれど、やはり会計については原則として、国際会計基準に従っていくのが普通ではないかと思います。ただし、もしも信組ではそういうことは必要ないと主張したければ、そのときには、やはりそれでも世の中全体に信用組合の開示している日本基準は大丈夫だということを訴えるような仕組みを同時に作る必要があるのではないかと思います。例えばですが、外部監査を受けていないような情報が開示されていると、それに基づいて投資をした人や預金者が誤った行動をしてしまう恐れがありますが、その情報の真贋について誰が保証するのかです。普通なら外部の人が保証しますが、信組の中央機関が保証するか、他の方法で代替するという代替案の提案をしなければ、信用組合は小さいから、これは嫌だと言っても、今の世の中では通らないのではないのかなと私は思います。

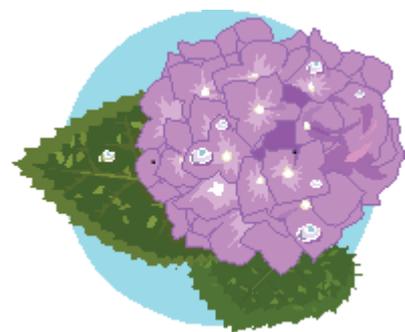
相川：宮村先生お願いします。

宮村：1990年代の最初に不良債権問題が出てきたときに、ひたすら先送りするというスタンスと似ていて、かなり危惧しています。現状ですと、昔と全く同じ状態で、不良債権が加わるのですが、2～3年後には景気が良くなるだろうから今は先延ばししろという状態に来てしまいました。現在もそのような考え方と似てきたと思ひまして、非常に問題ではないかと感じます。国際会計基準に関しては、基本的に小さいところまで細かくやることは必要ないと思います。しかし、金融機関ですから仕方がないというところが実際ではないでしょうか。きちんとやらないと比較も出来ませんし。それに金融環境は常に激変しますので、決算は少なくとも年に4回くらいあった方が良くだろうと個人的に思います。

相川：その点について平石さんはどうですか。

平石：国際会計基準の問題で言うなら、だいたいアメリカ型の会計基準と、いわゆるヨーロッパ型の会計基準とは今でもチャンバラしています。その中でも特に協同組合銀行の会計基準については、EU側でもアメリカ側にかなり陳情しているのですが、認めてもらえていない。何かというと、協同組合銀行の資本というものは資本ではない、負債性の資本だと言っています。だから、これは認められないと。そういうことから見ると問題ですよ。それから今問題にしないで済まないことは、協同組合の資本というものは時価がないのです。株式と違って固定されています。簡単に言えば協同組合の資本形態や経営形態が違うのに、これを一般の銀行と一緒にやろうと言って推し進めていることが大問題だと私は思います。だから、笑い話になるかもしれませんが、信金・信組をはじめとして、協同組織金融機関の株式上場をしたらどうでしょうか。イタリアはやっています。株は上場しているけれども経営にはタッチさせないと…。こうなると、やはり1つの時価が生じますが、今の日本ではそのような問題が無いわけです。もう額面通りです。それから、なぜ四半期ごとにやらなければならないのか。株式組織の銀行も含めて、上場企業というものは非常に短期的に株価が動いています。その動いている株価で投資したりするから、これを短期的に財務上見たいわけです。これと一緒にして協同組織金融機関に導入すべきではないと思います。また考えて見たら毎月、月例の財務諸表を監督官庁に出している。だから、監督的には見れば分かると思います。そういうような意味での短期的な収益を求める銀行と、長期的に安定して経営に安全な資金を出す協同組合的な経営の在り方と、株式会社の在り方がまったく違うということについて、これを問題にせず会計基準だけでどうのこうのと言うことは、私は非常に不都合なことだと思っています。

相川：時間が17時までですが、既に10分ほど過ぎています。この後に懇親会もありますので、とりあえず今回のシンポジウムは終了とさせていただきます。熱心なご参加、誠にありがとうございました。以上で終わります。



協同金融研究会2010年度総会報告

第95回研究会の終了後、本研究会の2010年度総会を開催し、2009年度の事業報告・決算報告、2010年度事業計画・予算を決定しました。そして、事務所所在地変更に伴う会則の変更と生協総合研究所に団体会員として加入することを併せて決定しました。以下、2009年度事業報告・決算、2010年度事業計画・予算、改正された会則を掲載します。なお、当日の総会出席者は16名でした。

協同金融研究会 2009年度事業報告

(講師・報告者・執筆者等の敬称を略した失礼をご了承ください。)

1. 会員の現況(2010年3月末現在)

個人会員118名(前年比プラス3)、賛助会員23団体(前年比プラス0)

2. 総会及び運営会議

(1) 総会

2009年5月22日(金)20時15分から20時45分

議題 1)2008年度事業報告・収支決算報告・監査報告

2)2009年度事業計画・収支予算

上記2案は原案通り承認決定した。

(2) 運営会議

シンポジウム、先進事例業務視察、定例研究会、ニュースレター等について検討するため年間12回開催した。

開催日は4/16, 5/22, 6/26, 7/27, 8/10, 9/28, 10/30, 11/20, 12/15, 1/22, 2/23, 3/18です。

3. 定例研究会

第90回 09年5月22日(金)18時30分~20時15分 会場プラザエフ5階

テーマ「借り手側からみた協同組織金融に期待したいこと」

報告者: 斎藤邦泰(経営コンサルタント会社: 伯楽舎代表)

第91回 09年7月24日(金)18時30分~20時30分 会場プラザエフ5階

テーマ「金融危機下における中小企業金融の現状」

報告者: 植杉威一郎(一橋大学経済研究所准教授)

第92回 09年9月18日(金)18時30分~20時30分 会場プラザエフ5階

テーマ「金融審議会報告書と協同組織金融機関の課題」

報告者: 小此木良之((社)全国信用金庫協会常務理事)

テーマ「EU協同組合銀行の制度改正をめぐって」

報告者: 平石裕一(非営利協同金融研究者)

第93回 09年11月20日(金)18時30分~20時30分 会場プラザエフ5階

テーマ「地域社会と老舗経営~日本橋老舗道入門~」

報告者: 遠藤梨栄(日本橋活性化フォーラムメンバー)

第94回 10年1月28日(木)18時30分~20時30分 会場プラザエフ5階

テーマ「協同金融に期待する」

報告者: 関英昭(青山学院大学法学部教授)

4. 第7回シンポジウムの開催

開催日時: 2010年3月6日(土)12時30分~17時

場所: 日本大学経済学部7号館講堂(東京・水道橋)

参加人数: 73名

テーマ: 「協同金融の今日的役割を問う! その特性を発揮するための具対策を探る」

プログラム: 開会報告「シンポジウムの開会にあたって」

安田原三(協同金融研究会代表 日本大学名誉教授)

意見発表と質疑応答

家森信善（名古屋大学大学院経済学研究科教授）
宮村健一郎（東洋大学経営学部教授）
板橋和彦（東京中小企業家同友会政策部部長）
平石裕一（非営利協同金融研究者）
（コーディネーター）相川直之（全国信用金庫研修所参与）
懇親会（17時30分～19時）
同7号館14階レセプションルームにて、立食形式で開催。

5. 先進業務事例視察

開催期日：09年11月6日（金）
視察先：さがみ信用金庫、報徳博物館、神奈川西湘農業協同組合
参加人数：15名

6. 特別研究会

新会社法と協同組織金融機関をテーマにして「関英昭教授（青山学院大学）を囲む研究会」を前年度に引き続き開催した。
開催回数は6回（4/23, 6/11, 7/23, 9/8, 10/15, 11/26）で、主な検討事項としては、関教授から 会社法に於ける競業取引・利益相反取引、株式の種類と自己株式の利用、竹下弁護士から 新会社法下における中小企業の機関設計と融資取引等の場面で対応について報告を受けた。
以後は出版企画「協同組織金融機関役職員のための徹底活用新会社法」の内容について検討した。

7. ニュースレターの発行（第84号～第89号）

第84号（09年5月）

巻頭言：雇用情勢の悪化と農業 木原久（農村金融研究会）
時評：SFCGの倒産と債権譲受した日本振興銀行 生澤博（協同金融研究会前事務局長）
第6回シンポジウム報告（09年3月7日開催）
テーマ「いまこそ協同金融の出番だ！～地域力発揮への戦略～」
開会報告 シンポジウムの開会に当たって
齊藤正（協同金融研究会代表 駒澤大学教授）
基調講演 協同組織金融機関の果たすべき役割
地域社会と協働するコミュニティ・バンク
米国のコミュニティ・バンクと「コミュニティづくり」、日本の協同組織金融機関への含意
由里宗之（中京大学総合政策学部教授）
事例報告と質疑応答
いまこそ協同金融の出番だ！～地域力発揮への戦略
中島久喜（東京三協信用金庫融資部部長）
遠藤雅久（東京三協信用金庫融資部副部長・企業再生課）
片寄英二（いわき信用組合常務理事）
本多洋八（いわき信用組合審査部副部長）
北原和則（長野県労働金庫専務理事）
前田健喜（JA全中食農・くらしの対策室室長）
コーディネーター 生澤博（協同金融研究会前事務局長）
会員の声：「一人は万人のために、万人は一人のために」
平山恵三（エル地域経済研究所）

第85号（09年6月）

巻頭言：改めて「行動規範」を読み直す 笹野武則（協同金融研究会事務局）
時評：地域再生と協同組織金融 日暮賢司（東京農業大学教授）
第90回研究会報告：信金・信組に期待すること 斎藤邦泰（『月刊伯楽』編集長）
協同金融研究会2009年度総会報告
代表再就任のご挨拶 日本大学名誉教授 安田原三

代表退任のご挨拶 駒澤大学教授 斎藤正
会員の声：「かえっこ」から見てくるもの 松本典子（駒澤大学）
協同組織金融機関の行動規範（2004年3月6日発表）再掲載

第86号（09年8月）

巻頭言：「協同組織金融機関のあり方に関するワーキンググループ」について
中山六郎（東京都信用金庫協会）
時評：協同組合の「コミュニティへの関与」を考える～生活協同組合の実践から～
山口浩平（（財）生協総合研究所 研究員）
第91回研究会報告：金融危機下における中小企業金融の現状
植杉威一郎（一橋大学経済研究所准教授）
第6回全国労働金庫大会 全国労働金庫協会理事長挨拶

第87号（09年10月）

巻頭言：地域のために 澤井浩樹（（社）全国信用組合中央協会）
時評：信用金庫・信用組合のガバナンスとは
小関勇（日本大学商学部教授）
第92回研究会報告
テーマ（1）金融審議会報告書と協同組織金融機関の課題
小此木良之（（社）全国信用金庫協会常務理事）
テーマ（2）EU協同組合銀行の制度改革論議について
平石裕一（協同金融研究会元事務局長）
会員の声：夕張メロンファンドという幻想 多賀俊二（全国労働金庫協会）

第88号（09年12月）

巻頭言：財形貯蓄の将来
浅田慶之（全国労働金庫協会）
時評：協同組織金融機関のガバナンスについて 平澤克彦（日本大学）
第93回研究会報告：地域社会と老舗経営～日本橋老舗道入門
遠藤梨栄（武蔵野市中央地区商店連合会事務局）
2009年度先進業務事例視察報告
尊徳精神の真髄を求め生誕地を訪ねる 生澤博（協同金融研究会）
さがみ信用金庫の企業再生支援について 川上恒平（（社）東京都信用金庫協会）
企業再生は地域再生～さがみ信用金庫視察記録～ 森田和正（豊橋創造大学）
報徳博物館を訪ねて 富沢賢治（聖学院大学大学院教授）
合理的かつ人情の機微がわかる人 平山恵三（エル地域経済研究所）
「地産・地消の促進」がキーワード～JA かながわ西湘さんを訪問して～
中村克也（全国信用協同組合連合会）
かながわ西湘農協を訪問して 木原久（農村金融研究会）
参考資料：二宮尊徳関連年譜等 平石裕一氏作成資料

文献紹介： 斎藤正・自治体問題研究所編
地域と自治体第32集 地域経済を支える地域・中小企業金融
～持続可能な社会に向けた地域金融システムづくり～
村本孜監修
『信用金庫双書』第3巻『中小企業のライフサイクルと地域金融機関の役割
リレーションシップ・バンキングの理論と「つなぐ力」の実践』

第89号（10年2月）

巻頭言：新政権の農業政策への期待と注文 木原久（農村金融研究会）
時評：資本主義の無限の欲望と抑制装置としての協同組織金融 長谷川勉（日本大学）
第94回研究会報告：協同金融に期待する 関英昭（青山学院大学法学部教授）
会員の声：JFマリンバンクと組合員 濱田武士（東京海洋大学）

以上

協同金融研究会・2009年度収支決算書

自・2009年4月1日 至・2010年3月31日

収支計算の部

科 目	2008年度実績	2009年度予算	2009年度実績	備 考
1.会費収入	345,000	300,000	297,000	
2.賛助会費収入	390,000	390,000	380,000	
3.研究会参加費収入	184,000	170,000	145,000	
4.雑収入	20,185	10,000	3,132	
5.視察参加費収入	216,000	150,000	95,000	
6.シンポ等関連収入	238,000	300,000	218,000	
小計	1,393,185	1,320,000	1,138,132	
前期繰越金	439,513	393,776	393,776	
収入合計()	1,832,698	1,713,776	1,531,908	
1.会報作成費	228,000	290,000	228,000	
(1)執筆謝礼	56,000	90,000	36,000	
(2)会報印刷費	172,000	200,000	192,000	
2.研究会経費	159,128	290,000	192,757	
(1)講師謝礼	60,000	120,000	120,000	
(2)報告者車代	0	20,000	0	
(3)飲物代	15,569	30,000	18,017	
(4)資料印刷代	40,000	60,000	40,000	
(5)懇親会費	43,559	60,000	14,740	
3.資料代	5,500	100,000	0	
4.事務局費	213,425	220,000	278,666	事務局交通費など
5.雑費	3,305	10,000	2,520	
6.視察・調査費	244,582	200,000	143,710	現地視察関連経費
7.シンポ等特別研究費	584,982	600,000	515,545	シンポ・特別研究会関連経費
支出合計()	1,438,922	1,710,000	1,361,198	
次期繰越収支差額(-)	393,776	3,776	170,710	

資産計算の部

科 目	2008年度実績	2009年度予算	2009年度実績	備 考
1.現金	0	-	0	
2.預金	295,166	-	116,100	中央労働金庫西新宿支店
3.郵便振替	113,610	-	79,610	ゆうちょ銀行
4.未収入金	0	-	0	
5.立替金	0	-	0	
6.預け金	0	-	0	
資産合計	408,776	-	195,710	
1.前受金	15,000	-	12,000	
2.預り金	0	-	3,000	
3.未払金	0	-	10,000	
負債合計	15,000	-	25,000	
次期繰越収支差額	393,776	-	170,710	
負債及び繰越金合計	408,776	-	195,710	

2010年4月16日、(財)生協総合研究所において、2009年度事業報告並びに収支決算につき監査を実施し、帳票書類を点検したところ、正確かつ適正に処理されていることを認めます。

2010年4月16日

監事 中原 純一 (印)

協同金融研究会2010年度事業計画

日本のGDPは中国に追い抜かれ、景気回復も弱含みで新年度を迎えた。国の当初予算は94兆円と過去最大になり国債依存度も高水準となった。大企業の収益は回復しているが、小零細企業は依然厳しい局面にある。一方、金融面に目を転じると郵貯改革や信金・信組そして農協のあり方が検討され協同組織金融機関も転機の年を迎えている。

本研究会は上述情勢を踏まえて、タイムリーなテーマを選定し、以下の事業を実施する。

1. 定例研究会の開催

原則として5月、7月、9月、11月、1月に開催し、時間は18時30分から20時30分とする。

2. 運営会議の開催

信金・信組・労金・農協の関係者を運営委員とし、会議は原則として毎月開催する。会議は、定例研究会・シンポジウム・視察・ニュースレター等の内容を協議決定する。

3. 特別研究会の開催

関英昭教授を囲む「新会社法と協同組織金融機関」の研究会の成果を上期中に冊子としてまとめ、報告し普及をはかる。(下記「参考」資料参照)

4. 国際協同組合年に向けて

国際連合は2012年を「国際協同組合年」と宣言した。そこで、これに向けた研究活動などを検討する。

5. ニュースレターの発行：原則として年6回、偶数月に発行する。

6. 先進業務事例の現地視察の実施：10月頃、実施の方向で検討する。

7. 第8回シンポジウムの開催

産業組合法施行記念日(3月9日)に因んで、2011年3月5日(土)に実施する。また、過去のシンポジウム速記録を刊行する。

8. 会費：原則として、個人会員は年3千円、賛助会員は年1万円(1口)とする。

9. 会員の増強：協同金融の意義・役割を普及するため会員の増強に努める。

10. 事務所：一般社団法人 日本福祉サービス評価機構内に置く。

以上

参考

2010.5.15

国際連合総会で採択された決議

(全国農業協同組合中央会誌に補正、平石)

64/136 社会発展における協同組合 2009.12.18

国連総会は

...1995.12.6の決議以下2007.12.18の決議を想起し、様々な形態の協同組合が、女性・若者・高齢者・障害者および先住民を含むあらゆる人々の経済社会発展への最大限の参加を促しており、経済社会発展の主たる要素となりつつあり、貧困の根絶に寄与する者であることを認識する。

またあらゆる形態の協同組合の、世界社会開発サミットなど(略)に対する重要な貢献と潜在能力を認識する。

(2項 略)

2. 2012年を国際協同組合年であると宣言する。

*

3. 全加盟国並びに国際連合およびその他すべての利害関係者に対し、この国際年を機に協同組合を推進し、その経済社会発展に対する貢献に対する認知度を高めるよう奨励する。

4. 持続可能な発展、貧困の撲滅、都市と農村における様々な経済部門の生計に貢献することのできる事業と社会的企業としての協同組合の成長を促進し、新興地域における協同組合の創設を支援する為に、さらな

る行動を取るよう求める国連事務総長の報告にある勧告に対し加盟国の注意を喚起する。

5. 各国政府が協同組合の活動をとりしめる法的行政的規制の適切な見直し、とりわけ適切な税制優遇措置や金融サービス・市場へのアクセス面などで、他の企業体・社会的企業体と同様な活動の場を協同組合に与えることによって、急速に変化する社会経済環境における協同組合の成長と持続的可能性を高めるよう促す。

6~8 省略

9. また、政府および国際機関が協同組合および協同組合諸機関と協力し、手頃な価格の金融サービスをすべての人々が容易に利用できるようにすることによって包括的なファイナンスの目標を達成できるよう、協同組合金融機関の成長を促進するように求める。

10~12 省略

* **国際年とは**、国連総会で採択・決議されるもので、特定の事項に対して特に重点的問題解決を国連始め全世界の団体個人に呼び掛ける為の期間の事である。

1957~58年に「国際地球観測年」が設定されたのが最初とされる。2009年は「世界天文年」、「世界和解年」、2011年は「国際森林年」とされている。

協同金融研究会・2010年度収支予算書

自・2010年4月1日 至・2011年3月31日

収支計算の部

科 目	2009年度予算	2009年度実績	2010年度予算	備 考
1.会費収入	300,000	297,000	400,000	現会員110人 25人増へ
2.賛助会費収入	390,000	380,000	400,000	現会員23団体 2団体増へ
3.研究会参加費収入	170,000	145,000	200,000	平均40人確保
4.雑収入	10,000	3,132	10,000	
5.視察参加費収入	150,000	95,000	100,000	
6.シンポ等関連収入	300,000	218,000	400,000	シンポ参加者200人確保
小計	1,320,000	1,138,132	1,510,000	
前期繰越金	393,776	393,776	170,710	
収入合計()	1,713,776	1,531,908	1,680,710	
1.会報作成費	290,000	228,000	200,000	
(1)執筆謝礼	90,000	36,000	50,000	
(2)会報印刷費	200,000	192,000	150,000	
2.研究会経費	290,000	192,757	245,000	
(1)講師謝礼	120,000	120,000	120,000	
(2)報告者車代	20,000	0	40,000	
(3)飲物代	30,000	18,017	25,000	
(4)資料印刷代	60,000	40,000	40,000	
(5)懇親会費	60,000	14,740	20,000	
3.資料代	100,000	0	100,000	
4.会場借上費	0	0	60,000	新設
5.事務局費	220,000	278,666	240,000	事務局交通費、運営会議費など
6.事務所賃借料	0	0	36,000	新設
7.通信費	0	0	135,000	新設
8.雑費	10,000	2,520	10,000	
9.視察・調査費	200,000	143,710	150,000	現地視察関連経費
10.シンポ等特別研究費	600,000	515,545	500,000	シンポ・特別研究会関連経費
支出合計()	1,710,000	1,361,198	1,676,000	
次期繰越収支差額(-)	3,776	170,710	4,710	

資産計算の部

科 目	2009年度予算	2009年度実績	2010年度予算	備 考
1.現金	-	0	-	
2.預金	-	116,100	-	中央労働金庫西新宿支店
3.郵便振替	-	79,610	-	ゆうちょ銀行
4.未収入金	-	0	-	
5.立替金	-	0	-	
6.預け金	-	0	-	
資産合計	-	195,710	-	
1.前受金	-	12,000	-	
2.預り金	-	3,000	-	
3.未払金	-	10,000	-	
負債合計	-	25,000	-	
次期繰越収支差額	-	170,710	-	
負債及び繰越金合計	-	195,710	-	

協同金融研究会会則

* 改正部分に下線を付しています。

- 1 . 本会は協同金融研究会と称する。
- 2 . 本会の事務所は、以下の日本福祉サービス評価機構内に置く。
〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-2-6-4B 日本福祉サービス評価機構気付
- 3 . 本会は、協同金融に関する情報・調査・研究を通じて、協同金融の意義・役割を深め、広くその特徴を普及させることを目的とする。
- 4 . 本会は、前条の目的達成のために、以下の事業を行うものとする。
 - (1) 定例の研究会の開催
 - (2) 講演会やシンポジウムの開催
 - (3) 調査・研究のための活動
 - (4) 機関誌等の発行
- 5 . 本会の会員は本会の目的・事業に賛同し、本会則を認め、年間 3,000 円の会費を一括納入し、研究会等参加するものとする。
 - (1) 会員は、本会運営について、平等の発言及び 1 人 1 票の権利を有する。
 - (2) 会員は、機関誌を無料購読できる。
 - (3) 会員は、研究会に参加費を納入の上、参加できる。
 - (4) 会員は、協同金融に関する情報や講師斡旋を受けられる。
- 6 . 本会の目的・事業に賛同し、年間 1 口 1 万円以上の賛助金を納入する団体および個人を賛助会員とする。賛助会員は、機関誌を無料購読できるほか、協同金融に関する情報や講師斡旋を受けることができる。
- 7 . 会員以外の者も参加費を納入すれば研究会等に参加できるものとする。
- 8 . 本会の運営のために、以下の組織を設置する。
 - (1) 本会の会則、事業計画および予算、決算を決定するために総会を開催する。
 - (2) 本会に以下の役員をおく。
代表者、 事務局長、 会計責任者
 - (3) 代表は本会を総括する。
 - (4) 事務局長は代表を補佐し、事務局運営の総括的な責任者としての任にあたる。
 - (5) 会計責任者は代表および事務局長の指示に基づき、会計事務を統括する。
 - (6) 本会の会計監査を行うため、監事を置く。

2003 年 5 月 29 日改正
2010 年 5 月 20 日改正

福田泰雄（一橋大学大学院教授）著

「コーポレート・グローバリゼーションと地域主権」

桜井書店刊 3400 円（税別）

新古典派によるグローバリゼーション分析を批判

著者は、「グローバル化の進展により、各国の貿易依存度（輸出／GDP）は、すでに先進国、途上国を問わず 6 割を超える。グローバリゼーションの否定は今や非現実なものとなる」とし、「グローバリゼーションは、光と陰の大きな矛盾を抱える」とみている。そして「本書は、コーポレート・グローバリゼーション概念を軸として、このグローバリゼーションの矛盾の解明に迫る。」「最終目的は、コーポレート・グローバリゼーションに代わるローカライゼーションを提示することにある」と、『はしがき』で明記している。

そして、本書は「論争の書であり、主流派である新古典派によるグローバリゼーション分析に対する批判をその特徴とする」と、表明している。

本書は次の 6 章からなる。

第 1 章 グローバル資本主義分析のビジョン / 第 2 章 WTO 体制と多国籍企業

第 3 章 グローバリゼーションと労働 / 第 4 章 WTO 体制とフード・セキュリティ

第 5 章 WTO 合意と開発途上国 / 第 6 章 コーポレート・グローバリゼーションの終焉

これ等各章とも、「はじめに」でその章で取り扱うテーマと最終目的を明示し、5 章までは「むすび」でその章での結論を述べている。6 章のみは「むすび」が「エピローグ」となり、本書の結論となっている。このような構成のために一見何人かによる論文集のように見えるが、著者一人による記述のために論旨は一貫しており、読者にはわかりやすい。

例えば、1 章では「新自由主義とは何か」を明らかにする。そして「パレート最適論の徹底した批判を通して階級対抗モデルが提示される」と「はしがき」で記し、「グローバル資本主義分析の課題提起を行うことが本章の目的である」という。

そして、本論では、A・スミスから M・フリードマンに至るまで D・リカード、J・M・ケインズ、K・マルクス、など数々の学説を取上げ、論争の史的考察を行い、新自由主義の唱える市場万能主義の限界と矛盾を明らかにしたうえで、「むすび」で「資本主義のグローバル展開のイニシアティブは多国籍企業が握る。それゆえ、グローバル資本主義の矛盾は、この多国籍企業の活動抜きには語りえない」と結論付けている。

新自由主義を支持するにしても、反対する立場にしてもその論拠を整理するうえで参考になるであろう。

本書はこのような構成で編まれているので、興味のあるテーマを取上げている章から読んででも十分に理解できる。農産物の自由化と開発途上国の問題であれば、「第 5 章 WTO 合意と開発途上国」を読めばよい。

第 5 章では「4 節 農村の貧困と WTO 農業協定」で貿易自由化度と貧困率を詳細に検証し、「貿易自由化は、途上国の貧困問題を解決することなく、むしろ悪化を招く。途上国における貧困拡大の原因は貿易自由化にある」ことを明らかにしている。そして「むすび」で「WTO ルールは、途上国の開発権を抑制し、開発をより困難とする。貧困という難問解決の前提は開発権の保障である。WTO ルールを否定し、旧 GATT 体制下で認められた政策裁量権を回復することなく、途上国の開発権の回復はない。」と結論づけている。

本書の結語ともいべき「エピローグ」において、著者は、「コーポレート・グローバリゼーション体制からローカライゼーション体制への転換は、少数巨大資本から地域市民・労働者へのガバナンス主体の移行をとまなう、現代の革命である。」とし、コーポレート・グローバリゼーション体制の矛盾が生活はおろか地球生命の存亡危機に及ぶ今日、コーポレート・グローバリゼーションへの疑問が世界的に広がる。また、ローカライゼーションへの取り組みが確実に広がる」と宣言している。

本書の論旨への賛否は兎も角として、是非一読され、論争の参考とされることをお勧めする。

（協同金融研究会・生澤 博）

<はじめに>

協同金融研究会には、過去に当金庫の原田常務が参加し、ピンチヒッターで私も数回参加させていただいたことがあります。最近では定例参加の方から誘われ2年前より参加させていただいており、協同組織金融機関の抱える諸課題や方向性などの議論は、とても勉強になっております。

私が、この紙面をお借りすることはたいへん僭越であります。メンバーの方から柿沼さんの日頃の活動を述べることも、参考になりますよと背中を押していただきましたので、厚かましく筆を執る次第です。

<現在の仕事>

平成15年よりいわゆる「リレバン」という言葉が登場したころからで、内容的にはお客様支援部で「ビジネス交流会」や「産学交流セミナー」の事務局を勤めています。

この仕事は当時の上司と二人で全くゼロから立ち上げました。イベントの準備は企画から実施要領の作成、講師の選定、大学・官公庁・関係機関等への案内等々が多岐にわたっているため、初めての人には、かなり難解に感じるようで引き続き長く勤める結果となりました。

ご存じのように、その頃は、金融機関の不良債権処理も一段落し、時代の要請で、具体的には、地域の中小企業を元気にすることが叫ばれ、信用金庫もビジネスモデルを変える必要性が急務でありました。

お客様へアンケートで事情聴取を行ったところ、要望の大半は、販路を広げたい。ビジネスチャンスの場の提供を作ってほしいというものでした。

そのような要望に応え、また、お客様の様々な課題解決のために、当金庫ではお客様同士を結び付けるマッチングを主体とした「ビジネス交流会」、大学のシーズとお客様の技術相談を解決する方法として「産学交流セミナー」の開催を企画しました。

その準備として「産学連携」を推進するため、筑波大学ほか数校に出向き活動しました。並行して中小企業金融公庫・国民公庫・商工中金や東京都中小企業振興公社などを訪問し、4機関と連携調印をし、企業支援や地域貢献の役割を担える準備をして臨みました。

このようにして、ビジネス交流会や産学交流セミナーを立ち上げ、現在では回を重ねビジネス交流会は今年の4月で第9回を実施、産学交流セミナーは6月で第13回を実施いたしました。

「産学交流セミナー」では、各種相談相談コーナーを設けることにより、お客様の課題解決に寄与し、また、大学との関係では、共同研究を通じ成果が、少しずつ表れてきました。

<今年のビジネス交流会>

「ビジネス交流会」では、今年で第9回目を迎え、新潟県から三条信用金庫（5回参加）、亀有信用金庫（3回参加）、昭和信用金庫（2回参加）沖縄からコザ信用金庫（初参加）から参加をいただき、今は、当金庫の最大の行事になっています。

<効果>

参加ブース225企業・団体 来場1,510社2,750名 商談2,460件 成約57件

今回のテーマは、営業力をもって、この不況を乗り越えてほしいとの願いから「営業の真髓」とし、講演会の講師には、テレビでもお馴染みのカリスマバイヤー「藤巻幸夫氏」にその真髓についてお話を、また、テレビ東京出演のフリーアナウンサー「関口郷子氏」にコーチングのお話をお願いいたしました。客席もすぐに満席となりブース会場やロビーのモニターテレビで御覧のお客様も多数いました。

<多くの方のご協力>

ビジネス交流会や産学交流セミナーの協体制度は、2年前からチームを作り推進しています。

企画の段階から協力業者の方々を巻き込み、定期的に合同会議を開催し、ある程度原案が固まったところから、他の信用金庫の方々にもご参加いただき合同会議を開催します。

忌憚ない意見が出るようになるには、懇親会も入れて、ざっくばらんな意見交換をしていかないと、良い関係は構築出来ません。

お陰様で、これらの取組みがお客様はじめ公官庁や業界の方々からも認知までに成長したことはうれしい限りです。

<おわりに>

当金庫のこれらの取組み行事は、まだまだ先進の信用金庫には力は及びませんが、少しずつステップアップしていけたらと思っています。

その為にも、協同金融研究会の存在はなくてはならない会です。業界の進むべき方向性の議論などを通じて、いろいろとヒントをいただいております。有難うございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

研究会のお知らせ

第 96 回協同金融研究会のお知らせ

昨年 6 月に「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ中間論点整理報告書」が公表されましたが、その後は自民党から民主党への政権交代等があり報告書をめぐっての表だった動きは見られません。一方、協同組織金融機関を取り巻く環境をみますと中小企業の業況は依然として厳しく、個人も所得の減少や雇用不安に見舞われております。また、郵貯改革法案が衆議院を通過し、資金の運用・調達面での競争が一層厳しくなると予想されます。

そこで今回は、ワーキング・グループのメンバーを務められた多摩信用金庫の佐藤理事長をお招きして、「協同組織金融機関の課題」というテーマでお話しいただくことにしました。なお、理事長のご意向として参加者の質問をもとに進めたいとのことですので、ご参加のみなさまのご意見やお聞きしたいことなどを積極的にお寄せいただきたく、お願いします。

日 時：2010 年 **7 月 2 1 日 (水) 18:30 ~ 20:30**

会 場：**プラザエフ 5 階「会議室」**（四ッ谷駅下車 1 分）

テーマ：協同組織金融機関の課題

報告者：**佐藤 浩二 氏**（多摩信用金庫理事長）

参加費：1,000 円

申込先：FAX ないし e-mail にて下記あてに参加申込みをお願いします。

協同金融研究会事務局（笹野、小島）

【FAX】03-3262-2260 【e-mail】sasanotn@nifty.com

2010 年度の会費の納入を！

協同金融研究会は皆様の会費で維持されています。2010 年度の会費のお振り込みをお願いします。個人会費は **3000 円**、賛助会費は **1 口 1 万円**です。お振込みは下記をお願いします。

<ゆうちょ銀行口座> ○一九店（当座）0012199

*「振込用紙」をご利用の場合の口座番号は <00170-4-12199> です。

<労金口座> 中央労働金庫・西新宿支店（普通）9889872

* 口座名義はいずれも「協同金融研究会（社）の会費（株主）の口座」です。